

No.	意見等の概要	町の考え方	考え方に係る施策 ※括弧内は計画の該当頁
1	<p>空き家は、所有者や相続人の都合で地域に迷惑を掛けています。行政側が地域から苦情が出たなら早い段階で調査確認をして該当者に撤去期限を区切り対応すること。所有者個人では出来ない活用の方法など提案しないと時間の浪費だけで進展はないと考えます。それぞれの空き家に関し、撤去し近隣を含めた地域が再開発できれば家屋解体に補助金を付けても良いのではと思います。善良な有志に考えてもらったらどうでしょうか。</p>	<p>周辺の生活環境に悪影響を与えている管理不全な空家等に対しては、所有者等に対する任意の助言・指導を行い、適切な管理が行われるよう働きかけていきます。</p> <p>空家等の利活用が困難な場合は、周辺へ与える悪影響を防ぐため、除却を促すとともに、除却後の跡地の放置を防止するため、土地所有者の理解を得た上で、地域が抱える課題の解消に役立つ取組を検討します。</p>	<p>施策 8 (P. 25)</p> <p>施策 7 (P. 24)</p>
2	<p>相続が発生した場合、空家等にならないよう指導し、空家等の場合、相続人の共有登記にならないように(売却する場合は除く)指導する。</p> <p>情報等は極力公開し、空家化を防ぐ。</p> <p>誰に相談したらよいか分からない人がいる。相談体制を整えて適切に指導する。</p> <p>良質な住宅の場合、売却するか、賃貸するか相談に応じ、事業所の社宅・寮に斡旋する。</p> <p>長期に空家等のままの場合、「固定資産税に係る住宅用地特例」を解除し、一般に公表等する。</p>	<p>適切な相続が行われ住宅が次世代へ引き継がれるよう啓発していきます。</p> <p>町広報誌やホームページ、パンフレット等を活用するとともに、住宅関連イベント等で幅広く情報提供を行うことにより、所有者等自らの適切な維持・管理を促します。</p> <p>空家等に関するさまざまな相談がしやすい環境を整備し、助言等を行うことで空家化の予防につなげていきます。</p> <p>使用可能な空家等を住宅資源と捉え、中古住宅市場に流通させるための仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>周辺へ著しい悪影響を及ぼしている空家等の所有者等に対して、任意の助言・指導を再三実施したにも関わらず改善されない場合は、立入調査を実施し、国のガイドラインに基づく「蟹江町特定空家等認定基準（平成30年度策定予定）」に照らし合わせて特定空家等に該当するかの判定を行います。特定空家等に認定した場合は、具体的な措置内容の決定、助言・指導、勧告、命令、代執行と段階に応じて適正な措置をとり、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている土地については、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外されます。</p>	<p>施策 1 (P. 20)</p> <p>施策 4 (P. 22)</p> <p>施策 5 (P. 23)</p> <p>施策 9 (P. 25～27)</p>

3	<p>舟入地区では少子化と過疎化が大きく進んでいます。主な原因は若い人が移住して来ないこと及び地区の魅力が乏しいと見られていることです。一方で、将来の労働力不足に対応するため、外国の若者を雇う企業も増加するとの見通しもあるようです。そこで彼らの住居として空き家を利用してはどうでしょうか。</p>	<p>使用可能な空家等を住宅資源とし、空家等を中古住宅市場に流通させるための仕組みづくりに取り組みます。</p>	<p>施策 5 (P. 23)</p>
4	<p>空家増加を防ぐため、町にして頂きたいことは、既に死亡している人に対して固定資産税の納付を求める制度を改めるか、請求書の中に相続手続きを促す書面を入れてほしいです。相続人として処分に向け進めていますが、苦勞しています。</p>	<p>適切な相続が行われ住宅が次世代へ引き継がれるよう啓発していきます。</p>	<p>施策 1 (P. 20)</p>
5	<p>空家問題は市街地整備のみが、その抜本的解決策ではないかと考えます。</p> <p>今、町が推進すべき施策は、近鉄蟹江駅南地区の再開発を核とした、駅から徒歩約15分以内の舟入地区、蟹江本町地区の市街地整備です。この両地区は、市街地整備により「多くの人を集められる地区」でもあります。これまでにない利便性の高い、災害にも強い、「魅力あふれるまちづくり」の施策を明確に示せば、必ずや住民もこぞって賛同するのではないのでしょうか。「人が集まる魅力的なまちづくり」に大きく舵を切って頂くことを強く要望します。</p>	<p>空家等の利活用が困難な場合は、周辺へ与える悪影響を防ぐため、除却を促すとともに、除却後の跡地の放置を防止するため、土地所有者の理解を得た上で、地域が抱える課題の解消に役立つ取組を検討します。</p>	<p>施策 7 (P. 24)</p>